

**身体障害者診断書・意見書** (肢体不自由障害用)( 1 )  
 (脳原性運動機能障害を除く)

氏 名	明治・昭和 大正・平成	年	月	日	男 女
住 所					
障害名 ( 部位を明記 )					
原因となった 疾病・外傷名			交通、労災、その他の事故、戦傷、 戦災、疾病、先天性、その他( )		
疾病・外傷発生年月日	昭和 平成	年	月	日	・ 場所
参考となる経過・現症 ( レントゲン及び検査所見を含む。 )					
障害固定又は障害確定 ( 推定 )			昭和 平成	年	月 日
総合所見					
〔 将来再認定 要 ( 1 年後・2 年後・3 年後・4 年後・5 年後・その他 年後 ) ・不要 〕					
その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 印					
身体障害者福祉法第 1 5 条第 3 項の意見 [ 障害程度等級についても参考意見を記入 ] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ( 級相当 ) ・ 該当しない					
注意 1 . 障害名には現在起っている障害、例えば再眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、 心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒 中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 . 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分に ついてお問い合わせする場合があります。					

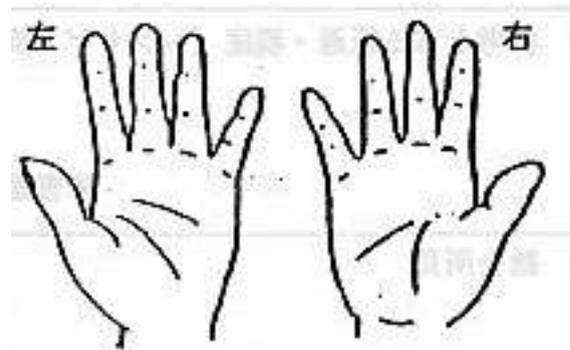
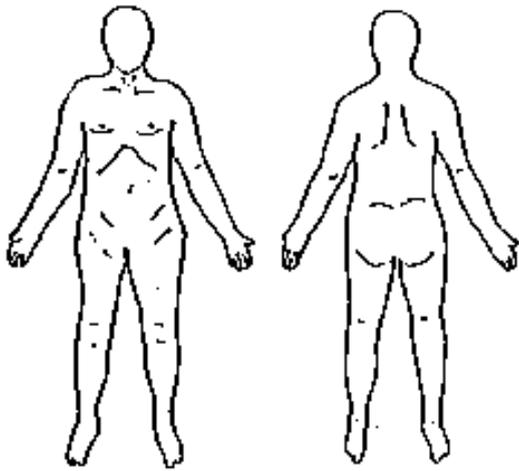
肢体不自由の状況及び所見

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを でかこむこと。)

1. 感覚障害(下記図示): なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害(下記図示): なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・  
しんせん・運動失調・その他
3. 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害 : なし ・ あり
5. 形態異常 : なし ・ あり

参 考 図 示



(注) 欠損部位(この記号の表示のほか長さをcmで示すこと)

× 発育運動障害

//// 知覚障害

≡ その他の障害に記入すること

( 損傷程度 )

1. 関節の運動性 <次項(関節可動域表)を用いて具体的に記入してください。>
2. 歩行能力の程度 独歩: 可(                  m) ・ 不可  
杖等を用いた場合: 可(                  m) ・ 不可
3. 起立位 自力で可 ・ 物につかまれば可(保持 分) ・ 不可
4. 座位 自力で可(腰掛け・正座・横座り・あぐら) ・ 背もたれにて可 ・ 不可
5. 下肢の短縮度 (下肢長) 健側                  cm ・ 患側                  cm
6. 握力 右                  kg ・ 左                  kg
7. 巧緻運動障害 箸での食事 可 ・ 不可  
スプーンを用いた場合 可 ・ 不可
8. その他著名な所見

関節可動域 ( R O M ) と筋力テスト ( M M T ) ( この表は必要な部分を記入 )

( ) 内は筋力テスト

< 右側関節可動域 >

< 左側関節可動域 >

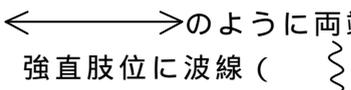
( )	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 前屈 後屈	( )	頸 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 左屈 右屈	( )
( )	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 前屈 後屈	( )	体幹 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 左屈 右屈	( )
( )	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 屈曲 伸展	( )	( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 伸展 屈曲	( )
( )	外転 内転	( )	肩 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 内転 外転	( )
( )	外旋 内旋	( )	( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 内旋 外旋	( )
( )	屈曲 伸展	( )	肘 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 伸展 屈曲	( )
( )	回外 回内 掌屈 背屈	( )	前腕 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 回内 回外 背屈 掌屈	( )
( )	屈曲 伸展	( )	手 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 伸展 屈曲	( )
( )	母 示 中 環 小	( )	中指節 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 母 示 中 環 小	( )
( )	母 示 中 環 小	( )	( M P ) ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 母 示 中 環 小	( )
( )	母 示 中 環 小	( )	近位指節 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 母 示 中 環 小	( )
( )	母 示 中 環 小	( )	( P I P ) ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 母 示 中 環 小	( )
( )	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 屈曲 伸展	( )	( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 伸展 屈曲	( )
( )	外転 内転	( )	股 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 内転 外転	( )
( )	外旋 内旋	( )	( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 内旋 外旋	( )
( )	屈曲 伸展	( )	膝 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 伸展 屈曲	( )
( )	底屈 背屈	( )	足 ( )	( )	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 背屈 底屈	( )

(日常生活動作・活動)

ひとりでできる場合 , ひとりでできてもうまくできない場合 ,  
ひとりで全くできない場合 ×

片足で立つ	右	かぶりシャツを着て脱ぐ ( 分 )	
	左		
階段を上って下りる		ワイシャツのボタンをとめる ( 分 )	
タオルを絞る ( 水をきれ程度 )		とじひもを結ぶ ( 分 )	

( 解 説 )

- 1 . 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 . 関節可動域は、基本肢位を 0 度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 . 関節可動域の図示は  のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線 (  ) を引く。
- 4 . 筋力については、表 ( ) 内に × 印を記入する。  
ただし  
× 印は、筋力が消失または著減 ( 筋力 0 , 1 , 2 該当 )  
印は、筋力半減 ( 筋力 3 該当 )  
印は、筋力正常またはやや減 ( 筋力 4 , 5 該当 )  
とする。
- 5 . 障害関節のみ記入すればよい。
- 6 . 近位指節間関節 ( P I P ) の項は母指については指節 ( I P ) 関節を指す。
- 7 . 遠位指節間関節 ( D I P ) , 足指関節 , その他関節について省略された運動における障害は、必要に応じ空欄を用いる。
- 8 . 図中 , 太枠の部分は , 正常可動範囲外を参考までに示したものであるが , 異常可動域 ( 反張膝等 ) はこの部分にはみだした記入をしてさしつかえない。
- 9 . 「指を欠くもの」とは、母指については指骨間関節 , その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 10 . 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、母指については、対抗運動障害をも含むものとする。